

○補償の請求書等の様式に関する規程

第 一 次 改 正	平 成	六 年	七 月	平成六年二月十日 地基規程第一号	四 号
第 二 次 改 正	平 成	六 年	九 月	六月二十九日地基規程第 七 号	七 号
第 三 次 改 正	平 成	七 年	七 月	七月十七日地基規程第 三 号	三 号
第 四 次 改 正	平 成	七 年	八 月	一日地基規程第 五 号	五 号
第 五 次 改 正	平 成	八 年	三 月	三月二十九日地基規程第 三 号	三 号
第 六 次 改 正	平 成	八 年	六 月	六月二十六日地基規程第 五 号	五 号
第 七 次 改 正	平 成	九 年	四 月	一日地基規程第 二 号	二 号
第 八 次 改 正	平 成	十 年	三 月	三月二十四日地基規程第 六 号	六 号
第 九 次 改 正	平 成	十 年	四 月	九日地基規程第 八 号	八 号
第 十 次 改 正	平 成	十 一 年	二 月	二月十六日地基規程第 一 号	一 号
第 十 一 次 改 正	平 成	十 一 年	三 月	三月二十四日地基規程第 九 号	九 号
第 十 二 次 改 正	平 成	十 一 年	四 月	一日地基規程第 十 一 号	一 一 号
第 十 三 次 改 正	平 成	十 一 年	十 月	一日地基規程第 十 三 号	一 三 号
第 十 四 次 改 正	平 成	十 二 年	三 月	三月三十一日地基規程第 二 号	二 号
第 十 五 次 改 正	平 成	十 二 年	三 月	三月三十一日地基規程第 三 号	三 号
第 十 六 次 改 正	平 成	十 三 年	三 月	三月二十八日地基規程第 二 号	二 号
第 十 七 次 改 正	平 成	十 四 年	二 月	二月二十八日地基規程第 三 号	三 号
第 十 八 次 改 正	平 成	十 四 年	三 月	三月二十九日地基規程第 五 号	五 号
第 十 九 次 改 正	平 成	十 五 年	四 月	一日地基規程第 二 号	二 号
第 二 十 次 改 正	平 成	十 五 年	九 月	九月二十二日地基規程第 五 号	五 号
第 二 十 一 次 改 正	平 成	十 六 年	三 月	三月三十一日地基規程第 二 号	二 号
第 二 十 二 次 改 正	平 成	十 六 年	四 月	七日地基規程第 三 号	三 号
第 二 十 三 次 改 正	平 成	十 六 年	四 月	三十日地基規程第 五 号	五 号
第 二 十 四 次 改 正	平 成	十 六 年	十 一 月	十二月十二日地基規程第 七 号	七 号
第 二 十 五 次 改 正	平 成	十 七 年	三 月	三月二十五日地基規程第 三 号	三 号
第 二 十 六 次 改 正	平 成	十 七 年	四 月	八日地基規程第 十 二 号	一 二 号
第 二 十 七 次 改 正	平 成	十 八 年	三 月	三月三十一日地基規程第 三 号	三 号
第 二 十 八 次 改 正	平 成	十 八 年	四 月	四月二十四日地基規程第 四 号	四 号
第 二 十 九 次 改 正	平 成	十 九 年	三 月	三月三十日地基規程第 三 号	三 号
第 三 十 次 改 正	平 成	十 九 年	六 月	六月二十七日地基規程第 五 号	五 号

第 三 十 一 次 改 正	平 成	二 十 年	三 月	三月二十四日地基規程第 七 号	七 号
第 三 十 二 次 改 正	平 成	二 十 年	十 月	一日地基規程第 七 号	七 号
第 三 十 三 次 改 正	平 成	二 十 一 年	六 月	六月二十五日地基規程第 八 号	八 号
第 三 十 四 次 改 正	平 成	二 十 二 年	三 月	三月十九日地基規程第 二 号	二 号
第 三 十 五 次 改 正	平 成	二 十 二 年	四 月	一日地基規程第 六 号	六 号
第 三 十 六 次 改 正	平 成	二 十 三 年	三 月	三月三十一日地基規程第 五 号	五 号
第 三 十 七 次 改 正	平 成	二 十 四 年	三 月	三月三十日地基規程第 六 号	六 号
第 三 十 八 次 改 正	平 成	二 十 七 年	三 月	三月三十一日地基規程第 二 号	二 号
第 三 十 九 次 改 正	平 成	二 十 七 年	九 月	九月三十日地基規程第 六 号	六 号
第 四 十 次 改 正	平 成	二 十 八 年	三 月	三月十七日地基規程第 四 号	四 号
第 四 十 一 次 改 正	平 成	二 十 八 年	三 月	三月三十一日地基規程第 七 号	七 号
第 四 十 二 次 改 正	平 成	二 十 八 年	十 月	十月十四日地基規程第 九 号	九 号
第 四 十 三 次 改 正	平 成	二 十 八 年	十 一 月	十一月二十九日地基規程第 十 二 号	一 二 号
第 四 十 四 次 改 正	平 成	二 十 九 年	三 月	三月三十一日地基規程第 二 号	二 号
第 四 十 五 次 改 正	平 成	二 十 九 年	十 一 月	十一月二十七日地基規程第 三 号	三 号
第 四 十 六 次 改 正	平 成	三 十 年	二 月	二月二十三日地基規程第 二 号	二 号
第 四 十 七 次 改 正	平 成	三 十 年	三 月	三月三十日地基規程第 四 号	四 号

補償の請求書等の様式に関する規程（昭和四十六年地基規程第三号）の全部を改正する。

1 地方公務員災害補償基金業務規程（昭和四十八年地基規程第一号。以下別表中において「規程」という。）第二章、第三章及び第七章に定める補償の請求書等の様式は、別表に定めるところによるものとする。

2 様式中「公務」には、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含むものとする。

（第一次改正・一部、第三次改正・一部、第四次改正・一部、第五次改正・一部、第二十二次改正・全部、第二十七次改正・一部、第二十八次改正・一部、第二十九次改正・一部、第三十四次改正・一部、第四十一次改正・一部、第四十六次改正・一部）

附 則

この規程は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年七月六日地基規程第四号）

この規程は、平成六年七月六日から施行し、平成六年四月一日から適用する。

附 則（平成六年九月二十九日地基規程第七号）  
この規程は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成七年七月十七日地基規程第三号）  
この規程は、平成七年七月十七日から施行し、平成七年四月一日から適用する。

附 則（平成七年八月一日地基規程第五号）  
この規程は、平成七年八月一日から施行する。

附 則（平成八年三月二十九日地基規程第三号）

- 1 この規程は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 平成八年四月一日前の期間に係る介護料に係る申請書、通知書及び記録簿については、なお従前の例による。

附 則（平成八年六月二十六日地基規程第五号）  
この規程は、平成八年六月二十六日から施行し、平成八年四月一日から適用する。

附 則（平成九年四月一日地基規程第二号）

- 1 この規程は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る介護補償の請求について適用し、施行日前の期間に係る介護補償の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成十年三月二十四日地基規程第六号）

この規程は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十年四月九日地基規程第八号）

- 1 この規程は、平成十年四月九日から施行する。
- 2 この規程による改正後の補償の請求書等の様式に関する規程は、平成十年四月一日以降の期間に係る介護補償の請求について適用し、同日前の期間に係る介護補償の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年二月十六日地基規程第一号）

- 1 この規程は、平成十一年二月十六日から施行する。

- 2 この規程の施行の際、現に存するこの規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成十一年三月二十四日地基規程第九号）  
この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年四月一日地基規程第十一号）  
この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十月一日地基規程第十三号）  
この規程は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日地基規程第二号）  
この規程は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日地基規程第三号）  
この規程は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十八日地基規程第二号）

- 1 この規程は、平成十三年三月二十八日から施行する。
- 2 改正後の補償の請求書等の様式に関する規程（別紙様式第六号及び別紙様式第四十二号を除く。）は平成十三年一月六日から適用する。
- 3 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成十四年二月二十八日地基規程第三号）

- 1 この規程は、平成十四年三月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成十四年三月二十九日地基規程第五号）

- 1 この規程は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成十五年四月一日地基規程第二号）  
この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年九月二十二日地基規程第五号）  
この規程は、平成十五年十月一日から施行する。

- 附 則（平成十六年三月三十一日地基規程第二号）
- 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
  - 2 平成十六年四月一日前の期間に係る介護用機器に関する事業に係る申請書、通知書及び記録簿については、なお従前の例による。

附 則（平成十六年四月七日地基規程第三号）  
この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年四月三十日地基規程第五号）  
この規程は、平成十六年五月一日から施行する。

- 附 則（平成十六年十一月十二日地基規程第七号）
- 1 この規程は、平成十六年十一月十二日から施行する。
  - 2 改正後の補償の請求書等の様式に関する規程は平成十六年十月二十八日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十五日地基規程第三号）  
この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年四月八日地基規程第十二号）  
この規程は、平成十七年四月十一日から施行する。

- 附 則（平成十八年三月三十一日地基規程第三号）
- 1 この規程は、平成十八年四月一日から施行する。
  - 2 平成十八年十二月三十一日以前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償に関する平均給与額算定書については、なお従前の例による。
  - 3 平成十八年四月一日前に係る在宅介護のための住宅に関する事業及び身体障害者用自動車に関する事業の申請書、通知書及び記録簿については、なお従前の例による。

附 則（平成十八年四月二十四日地基規程第四号）  
この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月三十日地基規程第三号）  
この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

- 附 則（平成十九年六月二十七日地基規程第五号）
- 1 この規程は、地方公務員災害補償基金業務規程の一部を改正する規程（平成十九年六月二十七日地基規程第四号）の施行の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

附 則（平成二十年三月二十四日地基規程第二号）  
この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年六月二十五日地基規程第八号）  
この規程は、平成二十一年六月二十五日から施行し、改正後の補償の請求書等の様式に関する規程は、平成二十一年四月一日から適用する。

附 則（平成二十二年三月十九日地基規程第二号）  
この規程は、平成二十二年三月十九日から施行する。

- 1 この規程は、平成二十二年三月十九日から施行する。
- 2 別紙様式第十四号の改正規定（同様式の「（附）」の5中「（附）」の14号及び別紙様式第十五号の改正規定（同様式の「（附）」の6中「（附）」の10の「（附）」を「（附）」に改める部分及び同様式の「（附）」の15号は、この規程の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡及び同日以後にその発生が確定した疾病に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡に関する遺族補償年金に係る地方公務員災害補償基金業務規程（以下「規程」という。）第十五条第一項の請求書及び遺族特別給付金に係る第三十一条の八第一項の申請書（以下「請求書等」という。）の様式について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡及び同日前にその発生が確定した疾病に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡に関する請求書等の様式については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別紙様式第三十九号、別紙様式第四十号及び別紙様式第四十一号は、平成二十二年一月一日以後に提出された規程第二十五条第一項の報告書の様式について適

用し、同日前に提出された同項の報告書の様式については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年四月一日地基規程第六号）  
この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日地基規程第五号）  
この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日地基規程第六号）  
この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月三十一日地基規程第二号）  
この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年九月三十日地基規程第六号）  
1 この規程は、平成二十七年十月一日から施行する。

2 この規程の施行の際現に存するこの規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二十八年三月十七日地基規程第四号）  
1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際現に存するこの規定による改正前の別紙様式第二十六号、別紙様式第四十七号及び別紙様式第五十二号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二十八年三月三十一日地基規程第七号）  
この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年十月十四日地基規程第九号）  
この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（平成二十八年十一月二十九日地基規程第十二号）  
この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日地基規程第二号）

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年十一月二十七日地基規程第三号）  
この規程は、平成二十九年十二月一日から施行する。

附 則（平成三十年二月二十三日地基規程第二号）  
この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月三十日地基規程第四号）  
この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

## 別表

補償の請求書等の種別	名 称	様 式	用紙の大きさ (日本工業規格)
規程第七条第一項の請求書	公務災害認定請求書	別紙様式第一号	A 列 4
規程第七条第一項の請求書	通勤災害認定請求書 法第二条第二項第一号 関係 住居と勤務場所との間 の往復の場合	別紙様式第二号	A 列 4
規程第七条第一項の請求書	通勤災害認定請求書 法第二条第二項第二号 及び第三号関係 兼業及び単身赴任者の 住居間の移動の場合	別紙様式第二号の二	A 列 4
規程第八条の通知書	公務災害認定通知書	別紙様式第三号	A 列 4
規程第八条の通知書	通勤災害認定通知書	別紙様式第四号	A 列 4
規程第九条の請求書	療養の給付請求書	別紙様式第五号	A 列 4
規程第十条第一項の請求書	療養補償請求書	別紙様式第六号	A 列 4
規程第十二条第一項の請求書及び 規程第三十一条の二の申請書	休業補償請求書	別紙様式第七号	A 列 4
規程第十二条第一項の請求書及び 規程第三十一条の二の申請書	休業補償請求書 休業援護金申請書 (離職者用)	別紙様式第八号	A 列 4
規程第十三条第一項の請求書及び 規程第三十一条の七の申請書	障害補償年金請求書 障害特別支給金申請書 障害特別援護金申請書 障害特別給付金申請書	別紙様式第九号	A 列 4

規程第十三条第一項の請求書及び規程第三十一条の七の申請書	障害補償年金請求書 障害特別支給金申請書 障害特別援護金申請書 障害特別給付金申請書	特殊公務災害・ 国際緊急援助活 動特別災害関係	別紙様式第十号	A 列 4
規程第十三条第一項の請求書及び規程第三十一条の七の申請書	障害補償一時金請求書 障害特別支給金申請書 障害特別援護金申請書 障害特別給付金申請書		別紙様式第十一号	A 列 4
規程第十三条第一項の請求書及び規程第三十一条の七の申請書	障害補償一時金請求書 障害特別支給金申請書 障害特別援護金申請書 障害特別給付金申請書	特殊公務災害・ 国際緊急援助活 動特別災害関係	別紙様式第十二号	A 列 4
規程第十四条第二項の請求書	障害補償変更請求書		別紙様式第十三号	A 列 4
規程第十四条の二第一項の請求書	介護補償請求書		別紙様式第十三号の二	A 列 4
規程第十五条第一項の請求書及び規程第三十一条の八第一項の申請書	遺族補償年金請求書 遺族特別支給金申請書 遺族特別援護金申請書 遺族特別給付金申請書		別紙様式第十四号	A 列 4
規程第十五条第一項の請求書及び規程第三十一条の八第一項の申請書	遺族補償年金請求書 遺族特別支給金申請書 遺族特別援護金申請書 遺族特別給付金申請書	特殊公務災害・ 国際緊急援助活 動特別災害関係	別紙様式第十五号	A 列 4
規程第二十二條の二の請求書及び規程第三十一条の十の申請書	障害補償年金差額一時金請求書 障害差額特別給付金申請書		別紙様式第十六号	A 列 4
規程第二十二條の二の請求書及び規程第三十一条の十の申請書	障害補償年金差額一時金請求書	特殊公務災害・ 国際緊急援助活 動特別災害関係	別紙様式第十七号	A 列 4

規程第三十一条の十の申請書	障害差額特別給付金申請書												
規程第二十二條の三の請求書	障害補償年金前払一時金請求書												
規程第二十三條の請求書	遺族補償年金前払一時金請求書												
規程第十七條第一項の申請書	遺族補償年金支給停止申請書												
規程第十八條の申請書	遺族補償年金支給停止解除申請書												
規程第十九條第一項の年金証書	年金証書												
規程第二十條第一項の請求書及び 規程第三十一條の八第一項の申請書	遺族補償一時金請求書 遺族特別支給金申請書 遺族特別援護金申請書 遺族特別給付金申請書												
規程第二十一條第一項の請求書	葬祭補償請求書												
規程第二十二條第一項の請求書及び 規程第三十二條の三第一項の申請書	未支給の補償請求書 未支給の福祉事業申請書												
規程第二十四條第一項の通知書	療養補償決定通知書												
規程第二十四條第一項の通知書	介護補償決定通知書												
規程第二十四條第一項の通知書	葬祭補償決定通知書												
規程第二十四條第一項及び	休業補償 決定通知書												
規程第三十一条の十の申請書	障害差額特別給付金申請書												
規程第二十二條の三の請求書	障害補償年金前払一時金請求書												
規程第二十三條の請求書	遺族補償年金前払一時金請求書												
規程第十七條第一項の申請書	遺族補償年金支給停止申請書												
規程第十八條の申請書	遺族補償年金支給停止解除申請書												
規程第十九條第一項の年金証書	年金証書												
規程第二十條第一項の請求書及び 規程第三十一條の八第一項の申請書	遺族補償一時金請求書 遺族特別支給金申請書 遺族特別援護金申請書 遺族特別給付金申請書												
規程第二十一條第一項の請求書	葬祭補償請求書												
規程第二十二條第一項の請求書及び 規程第三十二條の三第一項の申請書	未支給の補償請求書 未支給の福祉事業申請書												
規程第二十四條第一項の通知書	療養補償決定通知書												
規程第二十四條第一項の通知書	介護補償決定通知書												
規程第二十四條第一項の通知書	葬祭補償決定通知書												
規程第二十四條第一項及び	休業補償 決定通知書												
別紙様式第二十九号													
A 列 4	A 列 4	A 列 4	A 列 4	A 列 4	A 列 4	A 列 4	A 列 4	A 列 5	A 列 4	A 列 4	A 列 4	A 列 4	





規程第二十五条第一項の報告書	遺族の現状報告書	別紙様式第四十一号	A 列 4
規程第三十一条第一項の申請書	福祉事業 〔外科後処置 アフターケア〕申請書	別紙様式第四十二号	A 列 4
規程第三十一条第一項の申請書	福祉事業（リハビリテーション）申請書	別紙様式第四十三号	A 列 4
規程第三十一条第二項の申請書	福祉事業（補装具）申請書	別紙様式第四十四号	A 列 4
規程第三十一条の四の申請書	福祉事業（在宅介護を行う介護人の派遣）申請書	別紙様式第四十六号	A 列 4
規程第三十一条の五の申請書	福祉事業（奨学援護金）申請書	別紙様式第四十七号	A 列 4
規程第三十一条の六の申請書	福祉事業（就労保育援護金）申請書	別紙様式第四十八号	A 列 4
規程第三十一条の九の申請書	傷病特別支給金 傷病特別給付金 申請書	別紙様式第四十九号	A 列 4
規程第三十一条の十一の申請書	福祉事業（長期家族介護者援護金）申請書	別紙様式第四十九号の二	A 列 4
規程第三十二条の申請書	福祉事業（旅行費）申請書	別紙様式第五十号	A 列 4
規程第三十二条の二の通知書	福祉事業決定通知書	別紙様式第五十一号	A 列 4
規程第三十一条の五第三項の報告書	奨学援護金の支給に係る現状報告書	別紙様式第五十二号	A 列 4
規程第三十一条の六第二項の報告書	就労保育援護金の支給に係る現状報告書	別紙様式第五十三号	A 列 4
規程第五十七条の記録簿	災害補償記録簿	別紙様式第五十四号	A 列 4
規程第五十七条の記録簿	傷病補償年金等記録簿	別紙様式第五十五号	A 列 4
規程第五十七条の記録簿	障害補償年金等記録簿	別紙様式第五十六号	A 列 4

規程第五十七條の記録簿	規程第五十七條の記録簿
福祉事業記録簿	遺族補償年金等記録簿
別紙様式第五十八号	別紙様式第五十七号
A 列 4	A 列 4